

○指定洞道等の指定

(昭和 61 年 3 月 31 日消防告示第 2 号)

神戸市火災予防条例（昭和 37 年条例第 6 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道^{とう}、共同溝その他これらに類する地下の工作物で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものを次のように指定する。

洞道^{とう}、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）のうち電気事業者又は電気通信事業者の事業の用に供するもので、長さ（洞道^{とう}、共同溝及び地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が 30 メートル以上のもの